第8期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

課所名:担当名 長寿福祉課 <注>表を結合しないでくだ 担当者名 齋藤芸路

資料NO.05-05-02

※「介護保険事業(支援)計画の進捗管理の手引き(平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課)」の自己評価シートをもとに作成してください

	除者	後保険事業(支援)計画の進捗管理の手引き(平成30年7月30日厚生労働者を健局介護保険計画課)」の自己評価シートをもとに作成してください 貴自治体において第8期介護保険事業計画に記載している内容						令和4年度(年度末実績)				公表の状況	
E	名	項目名	細目名	目標を設定するに至った 「現状と課題」	第8期計画における 「取組」	「目標」 (事業内容、指標等)	中間 見直し	取組の具体的な実施内容、実績	自己評価		課題と対応策	実施状況	公表の方法
ħ	山町	①自立支護 援・防・ 度化防止		へめりまり。そのため、関係りる 各専門職がともに把握し共有して	支援認定者と対象とした「自立支援型ケア会議」と要介護認定者を対象とした「自主事例検討会に分け、事性の検討会を実施しています。おうるでの検討をとおして、事でます。おりるは、事態を支える資源を開発を行い、高齢者を支える資源を開発を行います。	(R1) (R2) (R3) (R4) 12 12 12 12	なし	地域ケア会議において延べ27件の検討を行った。(権利擁護含む。) 参加者は、保健・福祉・医療等関係機関職員。 R3年度より、地域ケア会議に権利擁護部会を 設置(準備含む)。権利擁護部会の参加者 は、弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保 健福祉士、ケアマネ等	0	地域ケア会議の開催(権利擁護部会 合) (R1) (R2) (R3) (R4) 10 7 19 23 検討事例件数 (権利擁護部会含) (R1) (R2) (R3) (R4) 31 13 35 27	【課題】 ・多くの事例が、多職種での検討が必要な場合が多く、事例の選定方法 【対応策】 ・事例の選定方法を検討し確立する。	実施	介護保険運営 委員会に報告
ţ	- 計山町	①自立支護 援・防・・ 度化防止	休妊争未と川磯ド	断を行い課題を整理します。若い 世代からの健康づくりの取り組み の継続が介護予防につなるため、保健部門等関係課、関係機関 等と連携し、効果的な健康づくり	なり、高齢者にとっては外出の機会 が減少し、それに伴い自らの健康管	脳卒中は、高齢者に限らず65歳未満でも発症します。そのため、自らの身体状況を把症し、自己管理等に向けたきっかけとなるように血管年齢測定器を設置します。 ・町内2カ所に設置		血管年齢測定器機は、適切に管理する必要があるため、管理人が常駐し、地域の拠点となっている施設(泉井体験交流エリア、地域包括ケアセンター)に設置しました。 ・町内2カ所に設置		により、自らの健康管理を振り返り、	【課題】 ・年度末設置のため引き続き周知が必要。 ・設置に至った脳血管疾患予防に対する対策の強化 【対応策】 ・保健部門等と連携した健康教育等での予防事業等の実施	実施	介護保険運営 委員会に報告
t	山町	①自立支護 受力・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	介護予防活動の普 及・啓発	が県内平均よりは低いものの年々 上昇しています。高齢になっても 健やかで心豊かに生活が送れるよ	ふるパワーアップ体操リーダー養成 セミナーを定期的に開催し、地域で 活動できるリーダーを育成するとと もに、地域の通いの場の拡大を図り	新型コロナウイルス感染予防に配慮しつつ、PT、保健師、生活支援コーディネーターによる通いの場の継続支援とリーダーへのスキルアップ研修会(2回)を実施します。 令和4年度・参加実人数・リーダー登録数(累計) 60人・地域活動実績個所数 5箇所	なし	新型コロナウイルス感染予防に配慮しつつ、 PT、保健師、生活支援コーディネーターによる通いの場の継続支援とリーダー育成及びスキルアップ研修会を実施しました。 令和4年度 ・参加実人数 ・リーダー登録数(累計) ・地域活動実績個所数	0	染予防対策、参加者へのフレイル予防 支援等、リーダーの相談に応じた通い の場運営への支援、参加者への支援を 実施した。 ・コロナ禍の中でもリーダー養成セミ	・地域ごとの運営に関する運営課題等が生じてくるため、定期的なフォローが必要。 ・リーダー育成が継続的に必要。 【対応策】 ・PT、生活支援コーディネーターと連携 し、リーダー各通いの場の定期的な支援の継続。 ・地区の核となる人材と協議・相談しなが らリーダー育成をすすめ活動の拡大を図	実施	介護保険運営 委員会に報告
ħ	山町		住宅改修等の点 検	給付を必要とする受給者を適切に	き介護給付の適正化の推進を図りま	保険者が改修事業を行おうとする受給者 宅の実態確認や工事見積害の点検、竣工時 の訪問調をそ行って施工状況を点検っないることにより、受給者の状態にそぐわない不 適切又は不要な住宅改修を排除します。 令和4年度 実施予定1件	なし	住宅改修の事前審査後、実際に現地へ行き、受給者及び施工事業者と共に改修内容と確認。適切な改修であることを確認しました 令和4年度 実施 7件	0	・実際に現地での確認を行い、住宅改 修に関する適正の確認を図ることがで きました。	【課題】 住宅改修事業者との連携の促進 【対応策】 地域ケア会議への参加要請	実施	介護保険運営 委員会に報告

1